

平成27年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 平成27年10月23日（金） 午後2時

開催場所 別館3階 第3会議室

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第49号 門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民
プラザの指定管理者の指定について

日程第4 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

教育長	三宅 奎介
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子

事務局出席職員

教育次長	稲毛 雅夫
学校教育部長	藤井 良一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩

生涯学習部図書館長代理	竹本 幸子
こども未来部長	河合 敏和
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	宮下 勝仁
こども未来部	
こども発達支援センター	上松 岳史

三宅教育長

開会宣告 午後2時

開会にあたり、三宅教育長から次のような挨拶があった。

本教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、私がこれまでの教育委員長と教育長の職を担う新教育長となり、教育委員会を代表することになりました。

大役を拝し、身に余る光栄と同時に、責任の重さを痛感いたしております。門真の教育のために、これまで以上に職務に邁進してまいりますので、よろしく、ご理解ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者につきましては、地教行法第13条に、教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合のときは、あらかじめその指名する委員がその職を行うと規定されております。私から長澤委員を、27年10月1日付けで教育長職務代理者として指名させていただきますので、ご承知いただきますよう、お願いいたします。

次に、土川好子委員が、27年10月1日付けで、新たに教育委員としてご着任されましたので、一言ごあいさついただきます。

土川委員： この度教育委員となりました、土川好子です。どうぞよろしくお願ひします。みなさんと一緒に、門真のみなさんが幸せになる道を考えてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 三宅教育長より 磯和 均 委員を指名
- 日程第 2 会期の決定
- 本日 1 日と決定
- 日程第 3 議案第49号 門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定について
- 説明者 牧藪生涯学習課長

議案書 1 ページをご覧ください。

本議案につきましては、28年度から門真市立公民館、門真市立文化会館に指定管理者制度を導入するため、また、門真市立門真市民プラザの指定管理期間が28年 3 月31日をもって満了することから、門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民プラザの 3 施設を一括して管理運営を行う指定管理者の候補者を指定するものでございます。

指定管理者の候補者として、「東京都目黒区下目黒 1 - 1 - 11 目黒東洋ビル 4 F アクティオ株式会社 代表取締役社長 鈴木悟」、指定する期間は28年 4 月 1 日から33年 3 月31日までの 5 年間でございます。

次に、この団体を選定するに至った経過をご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

指定管理者となる団体を本年 6 月 8 日から同月30日まで募集したところ、7 月 2 日の現地説明会には16団体が参加し、8 月 3 日から同月 7 日までの受付期間において、記載の 4 団体から申請がございました。

次に、3 ページをご覧ください。

指定管理者の候補者の選定にあたりましては、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、指定管理者候補者選定委員会を設置し、委員には学識経験を有する者、専門的な知識を有する者、本市の職員の計 5 名により、書類審査

である第1回選定委員会を9月2日に、プレゼンテーション審査及び総合評価を行う第2回選定委員会を10月2日に行いました。

第1次審査及び第2次審査の選定基準はそれぞれ4ページ、5ページに記載しております。

次に6ページ、7ページをご覧ください。

第1次審査におきましては書類による審査を行い、委員の合計得点の上位3団体を1次審査通過といたしました。第2次審査においてはプレゼンテーションのほか、委員による質疑への回答などに対して審査を行いました。

第1次審査、第2次審査の結果を踏まえ、総合的に審査をした結果、職員の雇用確保の方策及び労働条件や、サービスの向上を図るための具体的手法が他の申請団体よりも優れていると判断したため、指定管理者の候補者を「アクティオ株式会社」、次席の候補者を「奥アンツーカ株式会社」と選定いたしました。

指定管理料の額は、1年あたり約1億3,100万円、5年間の合計は6億5,428万9千円となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第49号「門真市立公民館、門真市立文化会館及び門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定の申出について」の説明とさせていただきます。

磯和委員： 審査結果が書いてあって、総合的に審査した結果、職員の雇用確保の方策及び、労働条件サービスの向上を図るための具体的手法が優れているということ判断したと書いてあるんですが、今までは確か奥アンツーカーが、門真市民プラザとかを管理していたと思うんですけど、いろいろな企画ものをしたり、講演会活動をしたりしていて、人が集まるような形ができていて、僕は評価していたんですが、今度のアクティオ株式会社はそれよりも良いという判断となった、この雇用確保の方策についてとサービスの向上について、具体的にどういうことなのか教えていただきたいです。よろしいですか。

牧菌生涯学習課長： 職員の雇用確保の方策及び労働条件につきましては、第2次審査におきまして、キャリアアップ制度の有無などを確認したところ、非正規従業員から正規従業員への転換制度があるというような回答がありました。

次に、サービスの向上ですけれども、事業計画書において門真市

生涯学習推進基本計画の基本理念「みんなでつくろう！おもしろいまち・おもしろいまち門真！」を踏まえた多様な講座等が提案されていたことや、生涯学習に関して専門的知識を有する委員からも「新しいものに取り組む意欲を感じる」というご意見があったことなどからそのように判断されたものでございます。

磯和委員： はい、ありがとうございます。期待しています。がんばってください。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

諸報告

番号 1 門真市立学校教職員人事基本方針及び平成28年度門真市立学校教職員人事取扱要領について

説明者 高山学校教育課参事

報告第 1 号 門真市立学校教職員人事基本方針及び平成28年度門真市立教職員人事取扱要領について説明いたします。

先日、大阪府教育委員会より大阪府公立学校教職員人事基本方針、平成28年度公立小中学校教職員人事取扱要領の送付がありました。その内容は、大阪府公立学校教職員人事基本方針については変更はありません。平成28年度公立小中学校教職員人事取扱要領については、年度の変更のみでありました。

そのことを受けて、門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領の見直しを行いました。

1 ページ、門真市立学校教職員人事基本方針は変更しておりません。

次に 2 ページ、平成28年度門真市立教職員人事取扱要領につきましては、年度を27年度から28年度に変更を行いました。残りの部分については、26度と同じでございます。

以上 簡単ではございますが、諸報告第 1 号「門真市立学校教職員人事基本方針及び平成28年度門真市立教職員人事取扱要領」の説明とさせていただきます。

—すべての報告が終了—

三宅教育長 閉会宣言 午後2時13分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 三宅 奎介

署名委員 磯和 均